



(号外)
独立行政法人国際印刷局

官報
目次

省令

告示

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（厚生労働一〇六）

〔告示〕

- 厚生労働大臣が定める施設基準等の一部を改正する告示（厚生労働一九一）

〔公告〕

- 裁判所
○破産、免責、再生関係
- 特殊法人等
○独立行政法人都市再生機構関係
- 地方公共団体
○行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
- 会社その他
○会社決算公告

諸事項

○厚生労働省令第百六号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十四条第一項及び第二項、第七十八条の四第一項及び第二項、第八十八条第一項及び第二項、第九十七条第一項から第三項まで、第一百十条第一項及び第二項並びに第一百十五条の四第一項及び第二項並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第七条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月十八日
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

厚生労働大臣 細川 律夫

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三百七号）の一部を次のように改正する。

〔第六節 削除〕一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営にこの節の趣旨及び基本方針（第一百四十一条の十四・第一百四十二条の十五）

〔第二款〕設備に関する基準（第一百四十一条の十六・第一百四十一条の十七）

〔第三款〕運営に関する基準（第一百四十一条の十八・第一百四十一条の二十二）

〔第六節 削除〕一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業の

〔第一款〕この節の趣旨及び基本方針（第一百五十五条の十五）

〔第二款〕設備に関する基準（第一百五十五条の十六）

〔第三款〕運営に関する基準（第一百五十五条の十七）

〔第六節 削除〕この節の趣旨及び基本方針（第一百五十五条の十八）

〔第一款〕この節の趣旨及び基本方針（第一百五十五条の十九）

〔第二款〕設備に関する基準（第一百五十五条の二十）

〔第三款〕運営に関する基準（第一百五十五条の二十一）

〔第六節 削除〕この節の趣旨及び基本方針（第一百五十五条の二十二）

〔第一款〕この節の趣旨及び基本方針（第一百五十五条の二十三）

〔第二款〕運営に関する基準（第一百五十五条の二十四）

〔第六節 削除〕この節の趣旨及び基本方針（第一百五十五条の二十三）

〔第一款〕この節の趣旨及び基本方針（第一百五十五条の二十三）

〔第二款〕運営に関する基準（第一百五十五条の二十四）

省令

令

第三百三十二条第一項中「場合」の下に「又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（ユニット型）

指定期人所生活介護事業所（第二百五十三条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合」を加える。

第九章第七節を次のように改める。

第七節 削除

第二百六十五条から第二百七十八条まで 削除

第二百八十八条第一項第一号中「及び一部ユニット型介護老人保健施設（同令第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設をいう。）」を削り、同項第一号中「及び一部ユニット型指定介護療養型医療施設をいう。」

第二百一十六条から第二百二十九条まで 削除

第七節 削除

第二百一十七条を次のように改める。

附 则

施行期日

第一条 この省令は、平成二十四年九月一日から施行する。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第二条 平成十五年四月一日以前に介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス（以下

「指定居宅サービス」という。）に該当する短期入所生活介護の事業を行つている事業所（同日において建築中のものであつて、同月二日以降に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行つたものを含む。以下「平成十五年前指定短期入所生活介護事業所」という。）で、この省令による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定居宅サービス等旧基準」という。）第百四十条の十六第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所（同月二日以降に建築中のものであつて、同月二日以降に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行つたものを含む。以下「平成十五年前指定短期入所生活介護事業所」という。）で、この省令による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定居宅サービス等旧基準」という。）第百四十条の二に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所（同月二日以降に建築中のものであつて、この省令の施行後に指定居宅サービス等の事業を行つたものを含む。以下「指定居宅サービス等旧基準」という。）第百四十条の二に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く。）であつて、この省令の施行後に指定居宅サービス等の事業を行つたものを含む。以下「平成十五年前指定短期入所生活介護事業所（同月二日以降に建築中のものであつて、この省令の施行後に指定居宅サービス等の事業を行つたものを含む。以下「平成十五年前指定短期入所生活介護事業所」という。）」であつて、指定居宅サービス等旧基準第百五十条の十五第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所（同月二日以降に建築中のものであつて、この省令の施行後に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行つている事業所（同月二日以降に建築中のものであつて、同月二日以降に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行つたものを含む。以下「平成十五年前指定短期入所生活介護事業所（同月二日以降に建築中のものであつて、この省令の施行後に指定居宅サービス等の事業を行つたものを含む。以下「平成十五年前指定短期入所生活介護事業所」という。）」）であつて、指定居宅サービス等旧基準第百五十五条の十五第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所（同月二日以降に建築中のものであつて、この省令の施行後に指定居宅サービスに該当することとなるものを含む。）については、この省令の施行後に指定居宅サービス等の事業を行つたものを含む。以下「平成十五年前指定短期入所生活介護事業所（同月二日以降に建築中のものであつて、この省令の施行後に指定居宅サービス等の事業を行つたものを含む。）」）である。

第二条 平成十七年十月一日以前に介護保険法第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けていたる介護老人保健施設（同日において建築中のものであつて、同月二日以降に同項の規定による開設の許可を受けたものを含む。以下「平成十七年前介護老人保健施設」という。）であつて、この省令による改正前の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「介護老人保健施設旧基準」という。）第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設であるものの（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成十七年前介護老人保健施設（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設を除く。）であつて、この省令の施行後に介護老人保健施設旧基準第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設に該当することとなるものを含む。）については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営並びに運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第三条 平成十五年四月一日以前に介護保険法第四十八条第一項第三号の規定による指定を受けている介護老人保健施設（同日において建築中のものであつて、同月二日以降に同号の規定による指定を受けたものを含む。以下「平成十七年前指定介護療養型医療施設」という。）であつて、この省令による改正前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定介護療養型医療施設旧基準」という。）第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設であるものの（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成十七年前指定介護療養型医療施設（指定介護療養型医療施設の人員、施設及び運営に関する基準第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設を除く。）であつて、この省令の施行後に指定介護療養型医療施設旧基準第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設に該当することとなるものを含む。）については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第六条 平成十五年四月一日以前に老人福祉法第十五条の規定により設置されたものを含む。以下「平成十五年前特別養護老人ホーム」という。）であつて、この省令による改正前の特別養護老人ホーム（同日において建築中のものであつて、同月二日以降に同条の規定により設置されている特別養護老人ホーム（同日において建築中のものであつて、同月二日以降に同号の規定により設置されたものを含む。以下「平成十五年前特別養護老人ホーム旧基準」という。）第四十

三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームであるもの（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成十五年前特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「特別養護老人ホーム基準」という。）第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームを除く。）であつて、この省令の施行後に特別養護老人ホーム旧基準第四十三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームに該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型特別養護老人ホーム」という。）のうち、介護保険法第四十八条第一項の指定を受けている介護老人福祉施設であるものについては、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行の際現に老人福祉法第五十五条の規定により設置されている地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第十二条第七項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいいう。以下同じ。）であつて、特別養護老人ホーム旧基準第六十四条に規定する一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームであるもの（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の地域密着型特別養護老人ホームで、この省令の施行後に特別養護老人ホーム旧基準第六十四条に規定する一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに該当することとなるものを含む。）のうち、介護保険法第四十二条の二の指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）であるものについては、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定地域密着型サービス旧基準」という。）第百七十条に規定する一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設であるもの（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「第一変更後指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）に該当することとなるものを含む。）のうち、介護

保険法第四十二条の二の指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）であるものについて、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定地域密着型サービス旧基準」という。）第百七十条に規定する一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設であるもの（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「第一変更後指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）に該当することとなるものを含む。）のうち、介護

保険法第四十二条の二の指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）であるものについて、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行の際現に指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第百三十二条第四項に規定する本体施設（以下「本体施設」という。）である一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設については、この省令の施行後に入所定員の減少により指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「第一変更後指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）となつた場合においても、当分の間、当分の間、本体施設とみなす。

3 この省令の施行の際現に第一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に併設されている指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行つてゐる事業所又は介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行つてゐる事業所であつて、この省令の施行後に第一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に併設され、その利用定員が当該第一変更後指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を上回るものについては、当分の間、

4 この省令の施行の際現に第一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に併設されている指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行つてゐる事業所又は介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行つてゐる事業所であつて、この省令の施行後に第一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に併設されたものを行う。以下同じ。）併設され、その利用定員が当該第一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を上回るものについては、当分の間、

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一一部改正に伴う経過措置）

第八条 この省令の施行の際現に介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行つてゐる事業所（以下「指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス等旧基準」という。）第百六十七条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であるもの（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、この省令の施行後に指定介護予防サービス等旧基準第百六十七条规定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であるもの））に該当する介護予防短期入所療養介護事業を行つてゐる事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）に該当する介護予防短期入所療養介護事業所（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、この省令の施行後に指定介護予防サービス等旧基準第二百八十八条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、この省令の施行後に指定介護予防サービス等旧基準第二百八十九条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に該当することとなるものを含む。）であるものについては、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行の際現に指定介護予防サービス（昭和三十八年厚生省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条 老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条 第一項第五号中「又は第四十五条」を削る。

（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第十条 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改める。

第五条第三号中「又は同令第四十三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホーム（以下この号において「一部ユニット型特別養護老人ホーム」という。）及び「又は一部ユニット型特別養護老人ホーム」を削る。

（介護保険法施行規則の一部改正）

第十一條 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項第二号中「及び第六十一条」を削り、同項第三号及び第四号中「及び六十二条」を削り、同項第五号中「、第百六十九条及び第百八十二条」を「及び第百六十九条」に改める。

第四条第五项第二号中「及び第六十一条」を削り、同項第三号及び第四号中「及び六十二条」を削り、同項第五号中「及び第一百八十二条」を削る。

第五条第三号中「又は同令第四十三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホーム（以下この号において「一部ユニット型特別養護老人ホーム」という。）及び「又は一部ユニット型特別養護老人ホーム」を削る。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一一部を改正する省令の一部改正）

第十三条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一一部を改正する省令（平成十四年厚生省令第百七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「又は第四章」を削る。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一一部を改正する省令の一部改正）

第十三条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「又は第六節」を削る。

（附則第四条第一項中「又は一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所」を削り、同条第三項を削る。）

二変更後指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員が減少したものを行う。以下同じ。）併設され、その利用定員が当該第一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に併設されるものについては、当分の間、

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一項を改正する省令の一部改正)

第十四条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一項を改正する省令(平成十五年厚生労働省令第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中「又は第六章」を削る。

附則第四条第一項中「又は一部ユニット型指定介護老人福祉施設」を削り、同条第三項を削る。

附則第四条第一項中「又は一部ユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームをいう)、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう)、特別養護老人ホームを除く)及びユニット型特別養護老人ホームを除く)及びユニット型特別養護老人ホームを除く)」を削り、同条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正

第十五条 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十五年厚生労働省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一(第五条関係)

事業所又は施設

規
定

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十六年厚生労働省令第三十五条) 第百二十九条第八項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業又は同令第百五十三条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所	それぞれ、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十六年厚生労働省令第三十五条) 第百二十九条第八項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業又は同令第百五十三条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成二年厚生省令第一号) 第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所	それぞれ、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成二年厚生省令第一号) 第百二十四条第一項又は第百四十二条の四第一項

○厚生労働省告示第二百九十一号
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二十七号)及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十三年九月一日から適用する。

平成二十三年八月十八日
厚生労働大臣が定める施設基準等の一部を改正する告示

厚生労働大臣 細川 律夫

(検討)
第十七条 厚生労働大臣は、この省令の施行後、ユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームをいう)、特別養護老人ホーム(老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームを除く)及びユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームを除く)及びユニット型特別養護老人ホームを除く)及びユニット型特別養護老人ホームを除く)の整備の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

告 示

示

正)	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正
正)	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成十五年厚生労働省令第三十九号)の一部を次のように改正する。
正)	附則第二条第一項中「又は一部ユニット型指定定期入所療養介護事業所」を削り、同条第三項を削る。
正)	附則第五条中「又は第六章」を削る。
正)	附則第六条第一項中「又は一部ユニット型介護老人保健施設」を削り、同条第三項を削る。
正)	附則第七条中「又は第六章」を削る。
正)	附則第八条第一項中「又は一部ユニット型指定介護療養型医療施設」を削り、同条第三項を削る。

第十号口の表中「(当該指定地域密着型介護老人福祉施設が一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分(指定地域密着型サービス基準第百七十二条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。)以外の部分について、指定地域密着型サービス基準第百三十二条に定める員数の介護職員又は看護職員を置いていない場合を含む。)」を削り、同号ハの表中「(当該指定地域密着型介護老人福祉施設が一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、同条に定める員数の介護職員を置いておらず、又は当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分の入居者の数の合計数が二又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員の数を置いていない場合を含む。)」を削る。

第十一号口の表中「(当該指定介護老人福祉施設が一部ユニット型指定介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定介護老人福祉施設のユニット部分(指定介護老人福祉施設第五十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。)以外の部分について、指定介護老人福祉施設基準第一条に定める員数の介護職員又は看護職員を置いていない場合を含む。)」を削り、同号ハの表中「(当該指定介護老人福祉施設が一部ユニット型指定介護老人福祉施設が一部ユニット型指定介護老人福祉施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該指定介護老人福祉施設のユニット部分の入居者の数の合計数が二又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員の数を置いていない場合を含む。)」を削る。

第十二号口の表中「(当該指定介護老人保健施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、又は当該指定介護老人保健施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該指定介護老人保健施設が一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、介護老人保健施設第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは介護支援専門員を置いておらず、又は当該指定介護老人保健施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該指定介護老人保健施設が一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、介護老人保健施設第二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。)」を削る。

第十三号イ(2)の表中「(当該指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは介護支援専門員を置いておらず、又は当該指定介護老人保健施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該指定介護老人保健施設のユニット部分の入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の看護職員又は介護職員の数を置いていない場合を含む。)」を削る。

第十四号イ(2)の表中「(当該指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の看護師を置いておらず、又は当該指定介護療養型医療施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該指定介護老人保健施設のユニット部分の入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の看護職員又は介護職員の数を置いていない場合を含む。)」を削る。

第十五号イ(2)の表中「(当該指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の看護師を置いておらず、又は当該指定介護療養型医療施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該指定介護老人保健施設のユニット部分の入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の看護職員又は介護職員の数を置いていない場合を含む。)」を削る。

第十六号イ(2)の表中「(当該指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の看護師を置いておらず、又は当該指定介護療養型医療施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該指定介護老人保健施設のユニット部分の入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の看護職員又は介護職員の数を置いていない場合を含む。)」を削る。

第十七号イ(2)の表中「(当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、同条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士を置いておらず、又は当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分に係る指定介護予防サービス基準第百二十九条に定める介護職員又は看護職員の員数)」を削り、同号ニ中「(当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が一部ユニット型特別養護老人ホームのユニット部分)」を削り、同号ニ中「(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所である場合にあつては、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所のユニット部分(指定介護予防サービス基準第百六十六条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。)以外の部分に係る指定介護予防サービス基準第百二十九条に定める介護職員又は看護職員の員数)」を削り、同号ハ中「(及び一部ユニット型特別養護老人ホームのユニット部分)」を削り、同号ニ中「(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所である場合にあつては、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所のユニット部分(指定介護予防サービス基準第百二十九条に定める介護職員又は看護職員の員数)」を削り、同号ニ中「(及び一部ユニット型特別養護老人ホームのユニット部分)」を削る。

第十八号イ(2)の表中「(当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、同条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士を置いておらず、又は当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分に係る指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。)」を削り、同号イ(3)の表中「(当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士を置いておらず、又は当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。)」を削る。

